

「告知書」(本紙)は「契約申込書」の一部となります。お申込みに際しては、必ず「契約申込書」と「告知書」(本紙)をあわせてご記入ください。 ※審査結果の内容について開示することはできません。

健康状態等の告知にあたってご留意いただきたいこと

必ず下の内容をご確認いただいた上で、告知書にご記入ください。

- ご契約者には、どうぶつ健康状態等を告知いただく義務があります。**
保険制度は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に扶助する制度です。したがって、初めから健康状態が良くない場合などについても無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、弊社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくご記入(告知)いただく必要があります。
- 必ずご契約者自身で弊社所定の書面「告知書」(本紙)にご記入ください。**
告知書は、ご契約者ご自身で正確に記入の上、署名をしてください。代理店への口頭によるご回答では、健康状態を告知いただいたことにはなりません。
- ケガ・病気等の履歴がある場合の契約のお引受は、次のいずれかになります。**
① 特別な条件をつけずに契約をお引受する場合 ② 特別な条件(特定傷病除外特約)で契約をお引受する場合
③ 契約のお引受ができない場合
*特定傷病除外特約 特定のケガおよび病気・先天性異常に関する診療費を、保険金のお支払いの対象外とする場合に適用される特約
- 保険責任開始前の発病等について**
初年度契約の保険契約の始期日より前に被ったケガおよび発症していた病気等、ならびに待機期間終了前に発症した病気については保険金をお支払いできません。このため、ご契約のお申込後または保険金請求の際に、弊社から告知内容について確認をさせていただくことがあります。(獣医師や動物病院等に照会する場合があります。)
- 現在のご契約を解約し、新たにお申込みされる場合**
現在のご契約を解約した後に、同じどうぶつについて新たに弊社のペット保険をお申込みいただく場合には、再度告知が必要となります。どうぶつ健康状態によっては、新しいご契約をお引受できない場合や、特定傷病除外特約が適用となる場合があります。

正しく告知されなかった場合 告知事項について事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがあります。 ※不正な手段を使って保険制度を悪用する行為は、法律で罰せられることがあります。



告知の重要性をご確認いただきましたら、診療・治療・検査を受けたケガ・病気ならびに診療を受けた動物病院について、告知欄1～7までの質問にご回答ください。

※項目はもれなくご記入ください。

告知欄1 **現在まで** 以下の中で、あてはまる病気はありますか?
※一度も診療等を受けたことがない場合、または検査の結果「その病気ではない(疑いはない)」と診断された場合は、「ない」に○印をつけてください。
①悪性腫瘍 ②慢性腎不全 ③糖尿病 ④肝硬変(肝繊維症) ⑤副腎皮質機能低下症(アジソン病) ⑥副腎皮質機能亢進症(クッシング症候群) ⑦甲状腺疾患 ⑧免疫介在性血小板減少症 ⑨免疫介在性溶血性貧血 ⑩巨大結腸症 ⑪巨大食道症(食道拡張症) ⑫睪外分泌不全 ⑬猫伝染性腹膜炎 ⑭猫白血病ウイルス感染症

ケガ・病気の詳細についてはP2裏面をご覧ください。

ない **ご注意** あてはまる病気が1つでもある場合には、ご契約をお引受いたしかねます。

告知欄2 **現在まで** 以下の中で、あてはまる病気はありますか?
※一度も診療等を受けたことがない場合、または検査の結果「その病気ではない(疑いはない)」と診断された場合は、「ない」に○印をつけてください。
※あてはまるケガ・病気がある場合には、該当番号をご記入ください。記入された番号のケガ・病気については、右側に記載の「特定傷病除外特約」が適用され、保険金のお支払対象外(補償対象外)となります。

ケガ・病気	補償対象外となるケガ・病気と範囲	ケガ・病気	補償対象外となるケガ・病気と範囲
① 心疾患(弁膜症・不整脈・雑音・先天性心奇形等)	心疾患	⑧ 骨折 あてはまる場合は右記に部位を記入(例)右前肢(橈骨・尺骨)	※お申込前の骨折
② 股関節形成不全	股関節形成不全(両側)	⑨ 腫瘍・腫瘤(皮膚のできもの等) [現在消失している場合は「ない」に該当します。] あてはまる場合は右記に部位を記入	※お申込前からの腫瘍・腫瘤
③ 膝蓋骨脱臼(パテラ)	膝蓋骨脱臼(両側)(韌帯損傷含む)	⑩ 猫コロナウイルス感染症 (猫伝染性腹膜炎(FIP)ではないが「抗体価が高い」場合を含みます。)	猫コロナウイルス感染症
④ 大腿骨頭壊死症	大腿骨頭壊死症(両側)	⑪ 猫免疫不全ウイルス感染症 (「症状はないが、検査結果が「感染あり(陽性)」の場合を含みます。)	猫免疫不全ウイルス感染症(歯科・口腔疾患含む)
⑤ 犬糸状虫症(フィラリア症)	犬糸状虫症		
⑥ 緑内障	眼科疾患(両側)		
⑦ 白内障	白内障(両側)		

告知欄3 **過去6ヶ月以内** 以下の中で、あてはまる病気はありますか?
※あてはまるケガ・病気がある場合には、該当番号をご記入ください。記入された番号のケガ・病気については、右側に記載の「特定傷病除外特約」が適用され、保険金のお支払対象外(補償対象外)となります。

ケガ・病気	補償対象外となるケガ・病気と範囲	ケガ・病気	補償対象外となるケガ・病気と範囲
① アレルギー皮膚炎、アトピー性皮膚炎	皮膚疾患	⑦ 乾性角結膜炎	眼科疾患
② 慢性の外耳炎	外耳炎	⑧ 椎間板ヘルニア (疑い(頸部・背部・腰部の痛み等)を含みます。検査の結果、「椎間板ヘルニアではない」と診断された場合のみ「ない」に該当します。)	椎間板ヘルニア (麻痺に伴う排尿障害や皮膚の傷害等の合併症を含みます。)
③ 膀胱炎、尿結石	下部尿路疾患	⑨ 歯周病(歯肉炎、歯槽膿漏)	歯科・口腔疾患
④ 毛包虫症(ニキビダニ、アカラス)	毛包虫症	⑩ 胆泥症	肝・胆道系疾患
⑤ てんかん様発作	てんかん様発作		
⑥ 痙攣発作	痙攣発作(原因疾患含む)		

告知欄4 **現在** 告知欄1～3以外で、治療中、経過観察中のケガ・病気や症状(継続して症状や異常がある、など)はありますか?
過去6ヶ月以内 動物病院において、予防目的以外での診療を受けたことがありますか?
(診療の結果、問題ない旨の回答があった場合でもご記入ください。「皮膚の発疹」「耳のかゆみ」「食欲不振」など一時的な症状で投薬などの治療がない場合でも、診療(通院など)があった場合には必ずご記入ください。)

傷病名または症状名	1 検査 2 通院 3 治療 4 手術	傷病名または症状名	1 検査 2 通院 3 治療 4 手術
① 検査・治療した期間 西暦 年 月 日から 西暦 年 月 日	① 治療中 ② 経過観察中	② 検査・治療した期間 西暦 年 月 日から 西暦 年 月 日	① 治療中 ③ 完治 ② 経過観察中
治療内容や治療部位など	※詳しくご記入ください。	治療内容や治療部位など	※詳しくご記入ください。
動物病院名		動物病院名	
電話番号	()	電話番号	()

告知欄5 **現在** 告知欄1～4以外で、継続して服用している医薬品やサプリメントなどはありますか?
※サプリメントは商品名をご記入ください。不明な場合は動物病院へご確認ください。

ある → 医薬品
ない → サプリメント

商品名

告知欄6 **過去1年以内** 上記告知欄4に記載した動物病院以外で、かかったことのある動物病院はありますか?
※ワクチン接種や予防目的での診療を含みます。

① 動物病院名	()	③ 動物病院名	()
電話番号	()	電話番号	()
② 動物病院名	()	④ 動物病院名	()
電話番号	()	電話番号	()

告知欄7 今回お申込みのどうぶつが他社のペット保険等にご契約されている場合はご記入ください。
※ご記入がない場合は、他社のペット保険等にご契約されていないものとします。

会社名 _____

満期日 西暦 年 月 日 商品名 _____

告知書に虚偽なくご記入いただき、以下に了承・同意いただけましたら、「告知日」「どうぶつ名」「保険契約申込人の自署(フルネームサイン)」をご記入ください。

アニコム損害保険株式会社 御中 以下を了承・同意します。 ※告知書の有効期間は告知日より30日間となります。

- 本告知書に記載した内容は、虚偽なく事実であることに間違いありません。万が一、告知内容が事実と異なる場合には、保険金が支払われなかったり、契約が解除されることを了承します。
- 保険契約の始期日より前に被っていたケガ・病気および待機期間中に発症した病気については、通院・入院・手術をしても保険金が支払われないことを了承します。
- 告知欄2・3にあてはまるケガ・病気に関しては、「特定傷病除外特約」の適用により補償対象外となるケガ・病気およびそのケガ・病気に起因する症状についての診療費に対しては保険金が支払われないことを了承します。
- 告知欄4・5にあてはまるケガ・病気については、「特定傷病除外特約」の適用となる場合、または契約が締結できない場合があることを了承します。
- 本告知書に記載した内容について、獣医師・動物病院等に貴社が照会する場合があることに同意します。

告知日(記入日)	西暦 20 年 月 日
どうぶつ名	
保険契約申込人(自署)	

「告知書」(本紙)は「契約申込書」の一部となります。お申込みに際しては、必ず「契約申込書」と「告知書」(本紙)をあわせてご記入ください。 ※審査結果の内容について開示することはできません。

健康状態等の告知にあたってご留意いただきたいこと

必ず下の内容をご確認いただいた上で、告知書にご記入ください。

- ご契約者には、どうぶつ健康状態等を告知いただく義務があります。**
保険制度は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に扶助する制度です。したがって、初めから健康状態が良くない場合などについても無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、弊社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくご記入(告知)いただく必要があります。
- 必ずご契約者自身で弊社所定の書面「告知書」(本紙)にご記入ください。**
告知書は、ご契約者ご自身で正確に記入の上、署名をしてください。代理店への口頭によるご回答では、健康状態を告知いただいたことにはなりません。
- ケガ・病気等の履歴がある場合の契約のお引受は、次のいずれかになります。**
 - 特別な条件をつけずに契約をお引受する場合
 - 特別な条件(特定傷病除外特約)で契約をお引受する場合
 - 契約のお引受ができない場合

*特定傷病除外特約 特定のケガおよび病気・先天性異常に関する診療費を、保険金のお支払いの対象外とする場合に適用される特約
- 保険責任開始前の発病等について**
初年度契約の保険契約の始期日より前に被ったケガおよび発症していた病気等、ならびに待機期間終了前に発症した病気については保険金をお支払いできません。このため、ご契約のお申込後または保険金請求の際に、弊社から告知内容について確認をさせていただくことがあります。(獣医師や動物病院等に照会する場合があります。)
- 現在のご契約を解約し、新たにお申込みされる場合**
現在のご契約を解約した後に、同じどうぶつについて新たに弊社のペット保険をお申込みいただく場合には、再度告知が必要となります。どうぶつ健康状態によっては、新しいご契約をお引受できない場合や、特定傷病除外特約が適用となる場合があります。

正しく告知されなかった場合 告知事項について事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがあります。 ※不正な手段を使って保険制度を悪用する行為は、法律で罰せられることがあります。



告知欄 3 **過去 6ヶ月以内** 以下の中で、あてはまる病気はありますか？
※あてはまるケガ・病気がある場合には、該当番号をご記入ください。記入された番号のケガ・病気については、右側に記載の「特定傷病除外特約」が適用され、保険金のお支払対象外(補償対象外)となります。

ケガ・病気	補償対象外となるケガ・病気と範囲	ケガ・病気	補償対象外となるケガ・病気と範囲
① アレルギー皮膚炎、アトピー性皮膚炎	皮膚疾患	⑦ 乾性角結膜炎	眼科疾患
② 慢性の外耳炎	外耳炎	⑧ 椎間板ヘルニア	椎間板ヘルニア (麻痺に伴う排尿障害や皮膚の傷害等の合併症を含みます。)
③ 膀胱炎、尿結石	下部尿路疾患	⑨ 歯周病(歯肉炎、歯槽膿漏)	歯科・口腔疾患
④ 毛包虫症(ニキビダニ、アカラス)	毛包虫症	⑩ 胆泥症	肝・胆道系疾患
⑤ てんかん様発作	てんかん様発作		
⑥ 痙攣発作	痙攣発作(原因疾患含む)		

ケガ・病気の詳細についてはP2裏面をご覧ください。

告知欄 4 **現在** 告知欄 1~3以外で、治療中、経過観察中のケガ・病気や症状(継続して症状や異常がある、など)はありますか？
過去 6ヶ月以内 動物病院において、予防目的以外での診療を受けたことがありますか？
(診療の結果、問題ない旨の回答があった場合でもご記入ください。「皮膚の発疹」「耳のかゆみ」「食欲不振」など一時的な症状で投薬などの治療がない場合でも、診療(通院など)があった場合には必ずご記入ください。)

傷病名または症状名	1 検査 2 通院 3 治療 4 手術	傷病名または症状名	1 検査 2 通院 3 治療 4 手術
① 検査・治療した期間 西暦 年 月 日から 西暦 年 月 日	① 治療中 ② 経過観察中	② 検査・治療した期間 西暦 年 月 日から 西暦 年 月 日	① 治療中 ③ 完治 ② 経過観察中
治療内容や治療部位など	※詳しくご記入ください。	治療内容や治療部位など	※詳しくご記入ください。
動物病院名		動物病院名	
電話番号	()	電話番号	()

告知欄 5 **現在** 告知欄 1~4以外で、継続して服用している医薬品やサプリメントなどはありますか？
※サプリメントは商品名をご記入ください。不明な場合は動物病院へご確認ください。

ある →	医薬品	商品名
ない	サプリメント	商品名

告知欄 6 **過去1年以内** 上記告知欄 4に記載した動物病院以外で、かかったことのある動物病院はありますか？
※ワクチン接種や予防目的での診療を含みます。

動物病院名	電話番号	動物病院名	電話番号
①	()	③	()
②	()	④	()

告知欄 7 今回お申込みのどうぶつが他社のペット保険等にご契約されている場合はご記入ください。
※ご記入がない場合は、他社のペット保険等にご契約されていないものとします。

会社名	
満期日	西暦 年 月 日
商品名	

告知書に虚偽なくご記入いただき、以下に了承・同意いただけましたら、「告知日」「どうぶつ名」「保険契約申込人の自署(フルネームサイン)」をご記入ください。

告知の重要性をご確認いただきましたら、診療・治療・検査を受けたケガ・病気ならびに診療を受けた動物病院について、告知欄 1~7までの質問にご回答ください。
※項目はもれなくご記入ください。

告知欄 1 **現在まで** 以下の中で、あてはまる病気はありますか？
※一度も診療等を受けたことがない場合、または検査の結果「その病気ではない(疑いはない)」と診断された場合は、「ない」に○印をつけてください。

① 悪性腫瘍	② 慢性腎不全	③ 糖尿病	④ 肝硬変(肝繊維症)	⑤ 副腎皮質機能低下症(アジソン病)
⑥ 副腎皮質機能亢進症(クッシング症候群)	⑦ 甲状腺疾患	⑧ 免疫介在性血小板減少症	⑨ 免疫介在性溶血性貧血	⑩ 巨大結腸症
⑪ 巨大食道症(食道拡張症)	⑫ 膵外分泌不全	⑬ 猫伝染性腹膜炎	⑭ 猫白血病ウイルス感染症	

ケガ・病気の詳細についてはP2裏面をご覧ください。

ない **ご注意** あてはまる病気が1つでもある場合には、ご契約をお引受いたしかねます。

告知欄 2 **現在まで** 以下の中で、あてはまる病気はありますか？
※一度も診療等を受けたことがない場合、または検査の結果「その病気ではない(疑いはない)」と診断された場合は、「ない」に○印をつけてください。
※あてはまるケガ・病気がある場合には、該当番号をご記入ください。記入された番号のケガ・病気については、右側に記載の「特定傷病除外特約」が適用され、保険金のお支払対象外(補償対象外)となります。

ケガ・病気	補償対象外となるケガ・病気と範囲	ケガ・病気	補償対象外となるケガ・病気と範囲
① 心疾患(弁膜症・不整脈・雑音・先天性心奇形等)	心疾患	⑧ 骨折 あてはまる場合は右記に部位を記入(例)右前肢(橈骨・尺骨)	※お申込前の骨折
② 股関節形成不全	股関節形成不全(両側)	⑨ 腫瘍・腫瘤(皮膚のできもの等) [現在消失している場合は「ない」に該当します。] あてはまる場合は右記に部位を記入	※お申込前からの腫瘍・腫瘤
③ 膝蓋骨脱臼(パテラ)	膝蓋骨脱臼(両側) (靭帯損傷含む)	⑩ 猫コロナウイルス感染症 (猫伝染性腹膜炎(FIP)ではないが「抗体価が高い」場合を含みます。)	猫コロナウイルス感染症
④ 大腿骨頭壊死症	大腿骨頭壊死症(両側)	⑪ 猫免疫不全ウイルス感染症 (「症状はないが、検査結果が「感染あり(陽性)」の場合を含みます。)	猫免疫不全ウイルス感染症 (歯科・口腔疾患含む)
⑤ 犬糸状虫症(フィラリア症)	犬糸状虫症		
⑥ 緑内障	眼科疾患(両側)		
⑦ 白内障	白内障(両側)		

ケガ・病気の詳細についてはP2裏面をご覧ください。

アニコム損害保険株式会社 御中 以下を了承・同意します。 ※告知書の有効期間は告知日より30日間となります。

告知日(記入日)	西暦 20 年 月 日
どうぶつ名	
保険契約申込人(自署)	

1. 本告知書に記載した内容は、虚偽なく事実であることに間違いありません。万が一、告知内容が事実と異なる場合には、保険金が支払われなかったり、契約が解除されることを了承します。
2. 保険契約の始期日より前に被っていたケガ・病気および待機期間中に発症した病気については、通院・入院・手術をしても保険金が支払われないことを了承します。
3. 告知欄 2 3にあてはまるケガ・病気に関しては、「特定傷病除外特約」の適用により補償対象外となるケガ・病気およびそのケガ・病気に起因する症状についての診療費に対しては保険金が支払われないことを了承します。
4. 告知欄 4 5にあてはまるケガ・病気については、「特定傷病除外特約」の適用となる場合、または契約が締結できない場合があることを了承します。
5. 本告知書に記載した内容について、獣医師・動物病院等に貴社が照会する場合があることに同意します。

告知義務の対象となるケガ・病気について、以下をご確認ください。

◆ 告知欄 1 あてはまる病気が1つでもある場合には、ご契約をお引受いたしかねます。

該当箇所	傷病名	傷病の分類	傷病の内容	告知にあたっての注意事項
告知欄 1	① 悪性腫瘍	腫瘍性		手術で摘出済みの場合であっても過去に「悪性腫瘍」の診断があった場合には、ご契約のお引受けはできません。
	② 慢性腎不全	腎泌尿器	腎臓が障害され、尿の生成や毒素の排泄、ホルモンの分泌などの機能がうまく働かなくなること、体重減少や嘔吐、貧血などさまざまな症状がみられる病気です。血液検査の結果、BUN(尿素窒素)やクレアチニンの数値が高くなります。	
	③ 糖尿病	内分泌・代謝性	膵臓(すいぞう)から分泌されるインスリンの作用不足によって、血糖値が下がらずにさまざまな症状をもたらす病気です。検査の結果、高血糖や糖尿などがみられます。	
	④ 肝硬変(肝繊維症)	肝胆道系	肝臓が障害され、有害物質の解毒、造血、胆汁の生成、ビタミン等の合成・貯蔵などが機能しなくなることで、体重減少や嘔吐、下痢、黄疸などさまざまな症状がみられる病気です。	
	⑤ 副腎皮質機能低下症(アジソン病)	内分泌・代謝性	副腎から分泌される副腎皮質ホルモン(コルチゾール)の分泌が低下することにより、食欲不振や嘔吐・下痢、体重減少など、さまざまな症状がみられる病気です。血液検査の結果、カリウムやナトリウムなど電解質の数値の異常がみられることがあります。	
	⑥ 副腎皮質機能亢進症(クッシング病)	内分泌・代謝性	副腎から分泌される副腎皮質ホルモン(コルチゾール)が過剰に分泌されることにより、多飲多尿や肥満、腹部膨満(お腹が膨らむ)、皮膚の非薄化(皮膚の厚さが薄くなる)、脱毛などさまざまな症状がみられる病気です。	
	⑦ 甲状腺疾患	内分泌・代謝性	甲状腺機能亢進症や甲状腺機能低下症などが該当します。喉の下あたりにある甲状腺から分泌される甲状腺ホルモンの分泌が増加・減少することによって、さまざまな症状がみられる病気です。	
	⑧ 免疫介在性血小板減少症	免疫機構の障害	免疫機能の障害により、血液凝固(止血)に重要な、自身の血液中の血小板を破壊してしまう病気です。	
	⑨ 免疫介在性溶血性貧血	免疫機構の障害	免疫機能の障害により、自身の血液中の赤血球を破壊してしまうことから貧血などの症状を起こす病気です。	
	⑩ 巨大結腸症	消化器	さまざまな原因により、直腸や結腸(大腸)が異常に拡張し、その動きが悪くなり便秘などの症状を起こす病気です。	
	⑪ 巨大食道症(食道拡張症)	消化器	食道が拡張し、食べ物を胃に送り込む運動が低下するために、食べ物食べた後すぐに嘔吐するといった症状を起こす病気です。	
	⑫ 膵外分泌不全	膵	膵臓(すいぞう)の消化液を出す組織が障害され、消化不良などの症状を起こす病気です。	
	⑬ 猫伝染性腹膜炎	感染症	猫コロナウイルスが原因となり、腹膜(胃や肝臓など臓器の表面とそれらの臓器を包んでいる膜)に炎症が起こる病気です。	
	⑭ 猫白血病ウイルス感染症	感染症	猫白血病ウイルスが原因となり、白血病やリンパ腫のような血液の腫瘍を引き起こす場合がある病気です。	確定診断がない場合であっても、獣医師より「疑いがある」との診断があった場合や、該当するケガ・病気の治療薬を継続して服用している場合等には、ご契約のお引受けができません。

◆ 告知欄 2 3

該当箇所	傷病名	傷病の分類	傷病の内容	告知にあたっての注意事項	特定傷病除外特約についての注意事項
告知欄 2	① 心疾患(弁膜症・不整脈・雑音・先天性心奇形等)	循環器	心機能の障害により、全身へ血液を送る機能が低下する病気です。僧帽弁閉鎖不全症(そうぼうべんへいさふぜんしょう)などの弁膜症や心肥大などがあります。	治療がない場合や、日常生活に支障がない場合であっても、獣医師より「心雑音がある、心臓が大きい」などの診断があった場合は、告知が必要です。	
	② こかんせつけいせいふぜん 股関節形成不全	筋骨格系	股関節に形態的な異常がある状態をいい、股関節の痛みや歩き方の異常がみられる場合もあります。	日常生活に支障がない場合であっても、獣医師より診断があった場合は、告知が必要です。	左右両側の股関節について補償の対象外となります。股関節部の炎症・脱臼なども補償の対象外となります。
	③ しつがいこつだつきゅう 膝蓋骨脱臼(パテラ)	筋骨格系	後肢(後ろあし)にある膝蓋骨(膝にあるお皿のような骨)が正常な位置から内側、または外側に外れてしまう状態、外れやすい状態であることをいいます。	日常生活に支障がない場合であっても、獣医師より「膝がゆるい・外れやすい」との説明があった場合は、告知が必要です。	左右両側の膝関節について補償の対象外となります。膝関節の炎症・脱臼、膝の靭帯の損傷・断裂なども補償の対象外となります。
	④ だいたいこつとうえししょう 大腿骨頭壊死症(レッグペルテス病)	筋骨格系	後肢(後ろあし)にある大腿骨頭(ふとももの骨と骨盤とを連結している部分)への血液の供給量が不足し、骨頭が壊死する病気です。	日常生活に支障がない場合であっても、獣医師より診断があった場合は、告知が必要です。	左右両側の大腿骨頭壊死について補償の対象外となります。股関節部の炎症・脱臼なども補償の対象外となります。
	⑤ いぬしじょうちゅうしょう 犬糸状虫症(フィラリア症)	感染症	犬の心臓や肺動脈内に、犬糸状虫(フィラリア)が寄生することで血液の流れが妨げられ、心臓・肝臓・腎臓等に障害を起こす病気です。	症状がない場合であっても、検査結果が「陽性」の場合には告知が必要です。	合併症と診断されたケガ・病気・症状なども補償の対象外となります。
	⑥ りょくないしょう 緑内障	眼	眼球の中を満たしている房水(眼房水)の流れが阻害され、眼圧が高くなってしま病気です。	「緑内障」の確定診断がない場合であっても、獣医師より「眼圧が高い」との診断があった場合は、告知が必要です。	左右両側の眼科の疾患全般が補償の対象外となります。
	⑦ 白内障	眼	眼の水晶体の一部もしくは全部が変性し、白く濁ってしまう病気です。	「白内障」の確定診断がない場合であっても、獣医師より「水晶体が濁っている」「白内障の疑いがある」との診断があった場合は、告知が必要です。	左右両側の眼の白内障について補償の対象外となります。
	⑧ 骨折	筋骨格系		既に治療が終わっている場合であっても、これまでに骨折したことがある場合は告知が必要です。	お申込前に受傷した骨折に関する診療費が補償の対象外となります。(脱ピン・脱プレートなどの処置や同じ部位の再骨折など)
	⑨ しゅりゅう・しゅよう 腫瘍・腫瘍(皮膚のできもの等) ※現在消失している場合は「ない」に該当します	腫瘍性・その他		獣医師より治療の指示がない場合や、日常生活に支障がない場合であっても、「できもの」などがある場合には、告知が必要です。	
	⑩ 猫コロナウイルス感染症(猫伝染性腹膜炎(FIP)ではないが「抗体価が高い」場合を含みます。)	感染症	猫コロナウイルスが原因となり、腸炎などが起こる病気です。	症状がない場合であっても、検査結果で「抗体価が高い」場合や、獣医師より「疑いがある」との診断があった場合には告知が必要です。	
	⑪ ねこめんえきふぜん 猫免疫不全ウイルス感染症(FIV)	感染症	猫免疫不全ウイルスが原因となり、長期間の潜伏期の後、免疫不全症候群を発症することがある病気です。猫エイズとも呼ばれます。	症状がない場合であっても、検査結果が「陽性」の場合には告知が必要です。	歯周病などの歯科・口腔疾患と、猫免疫不全ウイルス感染症に対するの診療費が補償の対象外となります。
告知欄 3	① アレルギー性皮膚炎、アトピー性皮膚炎	皮膚	アレルギー症状を起こす原因物質であるアレルゲンにより、免疫機構が過剰に反応して起こる皮膚炎をいいます。	治療がない場合であっても、赤みやかゆみなどの症状が継続している場合には、告知が必要です。	アレルギー性皮膚炎以外にも、細菌感染などによる皮膚炎等、皮膚の疾患全般が補償の対象外となります。
	② 慢性的の外耳炎	皮膚・耳	慢性的に、外耳道の炎症、かゆみ、赤み、汚れなどがみられる病気です。	月に1回以上の通院を3ヶ月以上継続している場合には、告知が必要です。	左右両側の耳の外耳炎について補償の対象外となります。
	③ ぼうこうえん、にょうせきしょう 膀胱炎、尿石症	腎泌尿器	膀胱炎は、細菌感染等が原因で膀胱に炎症が起こる病気をいいます。尿石症は、尿に含まれるミネラル成分が結晶化し、腎臓、膀胱、尿道などの泌尿器で結石となるためにさまざまな症状を起こす病気です。	症状がない場合であっても、継続して検査を受けている場合には、告知が必要です。	細菌感染や尿石等の原因に関わらず、膀胱炎や尿道炎などの下部尿路疾患が補償の対象外となります。
	④ もうほうちゅうしょう 毛包虫症(ニキビダニ、アカラス)	皮膚	毛包虫(別名:ニキビダニ、アカラス。どうぶつの毛穴に寄生するダニの一種)による皮膚の病気です。主に眼と口の周辺、顔面、四肢の先端などに脱毛がみられます。		
	⑤ てんかんようほっさ てんかん様発作	神経	発作的に繰り返される全身性のけいれんや意識障害を主な症状とする脳疾患です。	獣医師より「てんかんの疑いがある」との診断がある場合や、「抗てんかん薬」などを継続して服用している場合には、告知が必要です。	てんかん様発作の原因と診断されたケガ・病気、また合併症と診断されたケガ・病気・症状なども補償の対象外となります。
	⑥ けいれんほっさ 痙攣発作	神経	発作的に起こる筋収縮などの症状(けいれん発作)がみられた場合に該当します。	原因について確定診断がない場合であっても、症状がみられた場合や、治療を継続している場合には、告知が必要です。	発作の原因と診断されたケガ・病気、また合併症と診断されたケガ・病気・症状なども補償の対象外となります。
	⑦ かんせいかくけつまくえん 乾性角結膜炎	眼	涙量の減少などにより、眼の表面が乾き、角膜や結膜に障害を起こす病気です。	症状がない場合であっても、点眼薬をご継続の場合には、告知が必要です。	左右両側の眼科の疾患全般が補償の対象外となります。
	⑧ ついかんばん 椎間板ヘルニア(「疑い(頸部・背部・腰部の痛みなど)」を含みます。検査の結果、「椎間板ヘルニア」ではないと診断があった場合のみ「ない」に該当します。)	筋骨格	脊椎(せきづい)の骨と骨の間(椎体間)にある椎間板に変性が生じて脊髄を圧迫・障害することにより、後肢(後ろあし)の麻痺などのさまざまな神経症状を起こす病気です。	治療がない場合であっても麻痺などの症状が継続している場合には、告知が必要です。排尿障害に伴う膀胱炎などに、これまでにかったことがある場合には、その旨について別に告知が必要です。	麻痺に伴う排尿障害や皮膚の傷害など、合併症と診断されたケガ・病気・症状なども補償の対象外となります。
	⑨ 歯周病(歯肉炎、歯槽膿漏)	歯・口腔	歯肉や歯周組織の炎症をいいます。	特に治療がない場合であっても、獣医師より「歯肉の炎症・赤み・腫れがある」との診断がある場合には、告知が必要です。	
	⑩ たんでいしょう 胆泥症	肝・胆道系	肝機能障害などさまざまな原因により、胆嚢(たんのう)に胆汁の貯留がみられる病気です。	日常生活に支障がない場合や、投薬などの治療がない場合であっても、獣医師より「胆泥症」との診断がある場合には、告知が必要です。	胆泥症以外にも、肝臓・胆嚢の疾患全般(肝・胆道系疾患)が補償の対象外となります。